

公益社団法人天童青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、公益社団法人天童青年会議所（英文名 Junior Chamber International Tendo）と称する。（以下、本会議所という。）

(事務所)

第2条

本会議所の事務所を山形県天童市におく。

(目的)

第3条

本会議所は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもとに

資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条

本会議所は、特定の個人、または法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
3. 本会議所は、剰余金の配分を行うことができない。

(公益目的事業)

第5条

本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 政治・経済・社会及び文化等に関する調査研究並びにその向上に資する事業
- (2) 教育、スポーツ、文化等を通じて、児童や青少年の心身の健全な育成に寄与するとともに、国民の福祉に資することを目的とする事業
- (3) 地域活性化・人材育成などによってまちづくりに寄与し、地域社会の健全

な発展を目的とする事業

(4) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を

目的とする事業

(5) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、山形県において行うものとする。

(その他事業)

第6条

本会議所は、その公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。

(1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を利する事業

(2) 天童青年会議所会員の事業の総合的な改善発展を図る事業

(3) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内外の青年会議

所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業

(4) 諸会議・諸大会の開催

(5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第7条

本会議所の事業年度は、毎年1月1日から12月末日までとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第8条

本会議所の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法人法という。）上の社員とする。

(1) 正会員

天童市及びその周辺に住所または勤務先を有する20才以上40才までの品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。但し年度中に40才に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

(2) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会で承認された者をいう。

(3) 名誉会員

本会議所に功労があり、理事会で承認された者をいう。

(4) 特別会員

年齢制限の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者を特別会員とする。

2. 年度中に40才に達する年度に理事長に就任した者は、その次年度、特別会員の資格をもって直前理事長の職に当たるものとする。

(入会)

第9条

本会議所の正会員及び賛助会員になろうとする者は、別に定める規程により、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2. このほか入会に関する事項は、別に定める規程による。

(入会金及び会費)

第10条

正会員は、別に定める規程により、入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、別に定める規程により、会費を納入しなければならない。

3. 名誉会員及び特別会員は、会費を徴収しない。

(退会)

第11条

会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2. 退会は理事会の承認を得なければならない。但し、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(会員資格の喪失)

第12条

会員が次の各号の一つに該当するときには、その資格を失う

- (1) 第11条により退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡又は喪失宣告を受けたとき、もしくは解散したとき
- (4) 第16条により除名されたとき
- (5) 事業年度の終了する日までに会費を納入しないとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会員の権利)

第13条

正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2. 賛助会員及び名誉会員は、本会議所のすべての例会及び行事に出席でき、各種会議にはオブザーバーとして参加する権利を有する。

(会員の義務)

第14条

本会議所の会員は、定款その他の規程を遵守しなければならない。

2. 本会議所の正会員は、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。但し、他の規程に別段の定めのあるときはこの限りではない。

(休会)

第15条

正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。

2. 前項の事由により休会し、その事由の解消により復帰を希望する正会員は、理事会の承認を得て復帰することができる。

(除名)

第16条

正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、その正会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規程に違反したとき
- (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき
- (3) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

2. 前項の規定により正会員を除名するときは、その会員に対し、除名の決議を行う総会の一週間前までに、次の事項を書面により通知しなければならない

- (1) 除名すること
- (2) 除名とする理由
- (3) 除名決議を行う総会において弁明の機会を与えること

3. 賛助会員及び名誉会員が前項各号の一つに該当するときは、理事会の決議に

より、当該会員を除名することができる。

4. 第項の規定により賛助会員及び名誉会員を除名するときは、その会員に対し、除名の決議を行う理事会の一週間前までに、次ぎの事項を書面により通知しなければならない。

(1) 除名すること

(2) 除名とする理由

(3) 理事会において弁明の機会を与えること

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第17条

会員が第16条の規程によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員の権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2. 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び数)

第18条

本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上20人以内

(2) 監事 2人以内

2. 理事のうち1人を理事長とし、その他の役職については、別に定める規程に従う。

3. 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を総括する。

4. 理事会は、理事長以外の理事のなかから、一般社団・財団法人法9条第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

(選任等)

第19条

役員は、総会においてこれを選任する。

2. 役員は会員のうちから選任する。但し、監事においてはこの限りではない。

3. 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定

する。

4. 監事は、本会議所の理事もしくは、会議・特別委員会・委員会の構成員及び使用人を兼任することができない。

5. 本会議所の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互の密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

7. 各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

8. 一般社団・財団法人法第65条に規定する役員資格のない事項に該当するのは本会議所の役員になることができない。

9. その他、役員を選任に関して必要な事項は、規程に定める。

(理事の職務・権限)

第20条

理事は理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより本会議所の業務を執行する。

2. 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
3. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理する。
4. 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
5. 前項の報告は第18条第4項の業務執行理事を選任した場合も同様とする。

(監事の職務・権限)

第21条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第22条

理事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月末日までとする。但し、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日

に就任し、その翌年の12月末日までとする。但し、再任を妨げない。

3. 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに適任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

4. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期が満了する時までとする。

(辞任・解任)

第23条

役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2. 役員は、総会において解任することができる。

(直前理事長等)

第24条

本会議所には、直前理事長及び顧問(以下、直前理事長等という。)を置くことができる。

2. 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

3. 顧問の選任に関しては、第19条第1項を準用する。
4. 顧問は、理事長の諮問に答え、または意見を述べることができる。
5. 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第22条及び第23条を準用する。

(報酬等)

第25条

役員は無報酬とする。

(責任の免除)

第26条

本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会議所は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれかに高い額とする。

第4章 総会

(種類)

第27条

本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2. 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。通常総会は、毎年1月・9月に開催し、毎年1月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。そのほか、必要のある場合に臨時総会を開催する。

(総会の構成)

第28条

総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第29条

総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を決議する。

- (1) 理事、監事の選任又は解任
- (2) 理事長候補者及び副理事長予定者、専務理事予定者、総務担当委員長・財務局長担当予定者選定又は解職
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ① 会員資格規程
 - ② 役員選任の方法に関する規程
 - ③ 運営規程
 - ④ 特定資産管理規程
 - ⑤ 会費及び入会金規程
- (7) 正会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(10) 理事会において総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第30条

総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。但し、全ての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第31条

総会の議長は、理事長もしくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

2. 理事長に事故あるときは、当該総会で正会員のうちから議長を選任する

(議決権)

第32条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第33条

総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併・事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 解散
- (6) 長期の借入
- (7) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに、第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多

い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使の委任)

第34条

やむを得ない理由により議会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合において、第33条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3. 理事又は正会員が、議会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議事録)

第35条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第36条

総会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、本会議所の運営規程による。

第5章 常任理事会及び理事会

(常任理事会の構成)

第37条

本会議所は理事長、直前理事長、副理事長、専務理事を以って常任理事とし、常任理事会を構成する。なお、理事長は必要に応じて、理事の中からその他の構成員を指名する事ができる。

2. 常任理事会は理事会から付議される事項、理事会に提出すべき事項及び議題を協議し、参考意見を提出することができる。但し、理事が常任理事会の協議を経ずに理事会に議案を提出することを妨げない。

3. 常任理事会は、必要に応じて随時開催することができ、理事長が招集する。

(理事会の構成)

第38条

本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長並びに専務理事等の選定及び解職
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督

(種類及び開催)

第40条

理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 定例理事会は毎月1回開催し、必要のある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第41条

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第42条

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者、又は理事者の中から選出された者がこれにあたる。

(決議)

第43条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規程にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たした

ときは、理事会の決議があったものと見なす。

(議事録)

第44条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名捺印しなければならない。但し、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

(理事会規程)

第45条

理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、別に定める本会議所の規程による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第46条

本会議所は、第5条及び第6条に定める事業遂行の場としての例会を開催する。

但し、天災、伝染病の流行、その他の例会を開催できないやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2. 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第47条

本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、または実施するために委員会を置く。

2. 前項において必要な事項は、規則に定める。

(委員会の構成)

第48条

委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

3. 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、室長、直前理事長、顧問等及び監

事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

4. その他副委員長・幹事の選任、及び委員会の運営については、別に定める規程による。

第7章 会計（資産及び会計）

（財産の管理・運用）

第49条

本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める規程による。

（会計原則ならびに区分）

第50条

本会議所の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第51条

本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業毎度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条

本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下の書類（以下、決算書類等という。）を作成し監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 本会議所は、第1項の通常総会の集結後直ちに、法令の定めるところにより
賃借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第53条

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第
48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得
財産残額を算定し、前条第2項第3号の書類に記載するものとする。

第8章 管理

(事務局)

第54条

本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置くことができる。

3. 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
4. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第55条

定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 理事、監事の名簿
- (2) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (3) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 事業計画書及び収支予算書 各事業年度
- (6) 事業報告書及び計算書類等
- (7) 監査報告書
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

第9条 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第56条

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第57条

本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める規程による。

(公告)

第58条

本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法による。

第10章 解散（定款の変更、合併及び解散）

（定款の変更）

第59条

本定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第60条

本会議所は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（清算人）

第61条

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第62条

本会議所が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第63条

本会議所が精算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雑則

(委任)

第64条

本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

この規程は、平成23年7月2日より施行する。

この規程は、平成23年12月12日より改定する。

この規程は、平成24年12月17日より改定する。

この規程は、令和2年9月2日より改定する。但し、第5条及び第6条については必要な認可の効力が生じたときに改定する。

